

山形県入札監視委員会令和5年度第1回定例会議 審議事項の概要

- 1 開催日時 令和5年8月9日（水）13時25分～15時35分
- 2 会 場 県庁1502会議室
- 3 出席委員 委員4名（砂田委員長、青柳委員、梅津委員、原田委員）
- 4 県出席者 県土整備部部長、県土整備部技術統括監、県土整備部次長、
関係部局職員など計28名

5 審議事項の概要

- (1) 抽出事案の審議について（対象期間：令和4年10月1日～令和5年3月31日）

① 抽出事案1

令和4年度（繰越）港湾施設長寿命化対策事業費（統合補助）

酒田港西ふ頭岸壁外防舷材補修工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／県土整備部港湾事務所】

委員	変更契約について、防舷材補修箇所を1か所追加ということだが、追加の経緯を説明いただきたい。
県	この岸壁については、補修が必要な防舷材がまだ残っていて、次年度以降も順次補修する予定だが、事業の促進のために、請差を利用して1か所追加したもの。
委員	なぜ今回追加した部分を選定したのか。
県	同じふ頭であっても防舷材の劣化度は異なっているため、優先順位をつけており、優先順位の高いものから選定した。
委員	追加部分を当初から含めなかったのはなぜか。
県	予算の都合により当初6か所としていたが、請差がでたため、それを利用したということ。
委員	下請業者一覧表について、契約変更後のものが添付されていないが、どのタイミングで提出されるのか。
県	変更前までには提出されているが、本定例会議の資料提出に間に合わなかったもの。
委員	入札参加資格確認チェックシートにある「総合点数」は今回の入札においてどのように加味されているのか。
県	「総合点数」は今回の入札において加味される部分ではない。

委員	総合評価の方法について、週休2日確保工事の実施証明書の有無が評価項目にあるが、今回の事案では加点された者はいなかった。県での証明書の発行状況をお聞きしたい。
県	週休2日確保工事については、平成29年度から試行している。受注者希望型と発注者指定型の2つがあり、基本的には受注者希望型で、週休2日確保工事を実施するか否かを受注者が判断する方法をとってきた。 実施件数は徐々に増えており、29年度当初は4件だったのが、昨年度は137件で、伸びてきている。 ただ、来年度から時間外の規制等が関わってくるということで、今年度7月以降の発注案件については、原則として発注者指定型とし、取組みを強化している。
委員	施工体系図の見方について教えてほしい。「下請代金合計額」として記載された金額が、一次下請と二次下請金額の合計額と合わない。一部の二次下請金額が含まれていないためと思われるが、なぜか。
県	確認の上あらためて報告する。 ⇒（以下、文書にて報告）「下請代金合計額」は、県の様式に定められたものではなく、受注者が追記したもの。よって、記載にあたってのルールはないが、一次下請の請負代金合計額を記載するのが正しいと思われる。
委員	入札参加資格が土木一式工事のA又はB等級ということで、比較的複雑ではない工事と認識したが、応札は4者と少ないように思われる。作業船を使うためなどといった何らかの理由があるのか。
県	今回は作業船を使わず、足場を降ろして設置している。 入札参加者が少ないことについて思い当たる理由としては、港の仕事を多くしている業者のみの参加という感じはある。
委員	技術的な面ではこの仕事に対応できても、港の仕事にあまり関わってこなかった業者は応札しなかったということか。
県	そのように考えられる。
委員	今回、逆転現象が生じた要因として、「技術者の能力」の中の「施工経験」が大きかったのではないかと考えるところだが、今回のような工事はあまり発注がない工事なのか。 技術者の養成は前々から課題があったところで、施工経験がある会社がどんどん落札してしまうと、なかなか他の業者で技術者が育たないという可能性も出てくると思うが、県としてどのように考えているのか教えてほしい。

県	多くはないが、一般的にある工事。 その中でも施工経験が無い、若しくは会社としてはあってもその技術者の担当ではない、ということかと思う。
県	技術者の部分に関しては、指摘のとおり、元々経験を持っている人が強いという仕組みになっているが、県としては、若手・女性に関しては、資格は求めるが実績は求めないというやり方で、若手・女性を起用するという総合評価のやり方も導入して、折り合いを見ながら進めているところ。

② 抽出事案 2

令和 4 年度畑地区経営体育成基盤整備事業第 2 工区工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／

庄内総合支庁産業経済部農村整備課】

委員	入札者 1 者だが、入札参加可能業者は何者ぐらいか。
県	庄内管内では 43 者が応札可能である。
委員	予定価格を超えて再入札を行ったということだが、積算能力が高いという話を聞く中で、今回予定価格を超えたのはなぜなのかわかればお聞きしたい。
県	予定価格との差はわずかであり、積算の精度は相当高いものと考えられる。配置技術者に限りがあるという声から類推するに、建設工事は買い手市場の状況にあり、利益を確保するという事ではないか。
委員	総合評価の評価点について、配点の仕方が他の抽出事案と違うようだが、どのように定めているのか説明していただきたい。
県	本工事は農林水産部所管の事業ということで、県土整備部で定める地域貢献度と異なる部分がある。 具体的には、災害の協定について、農地防災の協定を締結しているか否かを評価する。あるいは、農家が高齢化しており、草刈り、水路の泥上げ等がままならないことから、建設業者と一緒に泥上げ等を行うもの等々を評価する。また、企業の農業参入も評価している。 除排雪ボランティアや消防団協力事業所、インターンシップは県土整備部と共通になっている。
委員	再入札は何回まで行うのか。
県	1 回までとしている。
委員	入札参加可能業者は 43 者ある中で、参加は 1 者ということだが、このような工事では参加者なしということもあり得るのか。
県	昨年度と今年度に当課が発注した区画整理工事において参加

	者なしということはなかったと思うが、参加者なしということもあり得る。
委員	下請業者一覧表について、建設業退職金共済証紙交付枚数（予定）とあるが、枚数が記載されているケースとされていないケースがある。今回は記載されていないが、必ずしも記載がなくてもいいのか。
県	下請契約については順次提出していただくが、段階を踏んで枚数がカウントされるので、その段階で記載していただく。

③ 抽出事案 3

令和 4 年度米沢市管内県単独治山災害関連緊急測量設計業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／

置賜総合支庁産業経済部森林整備課】

委員	変更契約について、1 回目、2 回目とも事前にわからなかったのか。
県	1 回目の変更は、測量会社の方と現地を確認し、意見も加味して、現状を精査したうえで判断したもので、当初の段階では判断がつかなかったもの。 2 回目の変更については、発注段階では養生シートの撤去作業については計上しておらず、追加したもの。
委員	養生シートの撤去に係る増額については、県の積算の数字ということになるのか。
県	そのとおり。
委員	地域要件の設定として、「本社が 2 総合支庁管内」とあるが、委託場所によってどの総合支庁管内というのはあらかじめ定められているのか。それとも、最終的に 10 者程度となるように、今回は「2 総合支庁管内」ということで設定したのか。
県	「建設工事等請負業者選定基準」に従って、設定を行っている。 今回の業務は、土木関係コンサルタント業務（設計業務）の B レベル（標準）ということで判断しており、B レベルの地域要件は「2 総合支庁管内以上」と規定されているため、今回は置賜総合支庁と、それに隣接する村山総合支庁の 2 総合支庁を選んだもの。
委員	「建設工事等請負業者選定基準」に本社という記載はないが、本社が 2 総合支庁管内以上と定めているのか。 また、例えば委託場所が山形市の場合には村山総合支庁と、もう 1 つの総合支庁はどこにするかというルールはあるのか。

県	山形市を管轄する村山総合支庁の基本的な考え方としては、その委託場所が、例えば天童市など北側であれば最上総合支庁、上山市など南側であれば置賜総合支庁というような原則で設定している。ただし、必ずというルールではなく、便宜上、どちらの総合支庁に近いかという位置で決めている。
委員	それは、本社がということか。
県	そのとおり。
委員	第2回変更契約で工期が延びているが、場所柄、積雪が多いのは想定できたのではないかと思うが、当初3月後半の工期で発注したのは、予算の関係か。 積雪や雪崩の危険というのは予測できるところではないかと思われるが、当初から工期を延ばしておくという事はできないのか。
県	当初の段階では、繰越手続前であったため、工期は年度内とする必要があった。 なお、工期の延長期間については、工事中止期間分とした。

④ 抽出事案4

令和4年度（債務負担行為）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁修繕）
主要地方道川西小国線十四郷橋橋梁補修工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／

置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課】

委員	施工実績条件を設定しているということだが、入札参加可能業者は何者か。
県	20者。
委員	過去15年間に橋梁塗装工1,300㎡を元請として施工した実績を有する者が県内にいるという前提か。
県	その条件も含めて20者参加可能であることを確認している。
委員	下請業者一覧表について、1次下請の下請金額が当初と最新とで変わっているが、どういう場合に記載されるものか。
県	元請と下請との契約金額ということで、当初の契約と、変更契約を行っている場合は、変更後の金額を記載する。
委員	契約書も添付して、変更されたときに提出されるものか。
県	そのとおり。
委員	予定価格を超えている入札があるが、理由は。
県	明確に答えられるものはないが、調達する部材の価格変動と いうことがあるのかと思う。

⑤ 抽出事案 5

令和 4 年度河川等災害復旧事業（現年災） 4 年災第 7623 号外小白川外
河川災害応急仮工事

【建設工事／随意契約／置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課】

委員	出動要請書について、契約見込額と工期の記載があるが、契約見込額を算出する基準があるのか。それともあくまで概算なのか。また、履行期限が 3 月 24 日とあるのは、予算の関係でこの期日なのか。
県	契約見込額については、被災直後のためあくまで概算となるが、ドローンを活用するなどして、2 河川、5 km ほどの区間に、どの程度の範囲で、こういった対策が必要かというところを大まかに捉え、それに対して大型土のう設置費用等を掛け合わせて算出したところ。 履行期限については、人家の周辺等は被災後直ちに対策を進めたが、農地の部分など対策範囲が広範囲であったことから、若干余裕を持って 3 月まで設定した。
委員	災害等緊急時における応急復旧工事等随意契約業者について、工区によって格付が A と B の業者があるが、緊急時というのは格付関係なく、推薦された業者を選定するのか、それとも A、B という格付には従っていくのか。
県	維持修繕業務委託契約業者に第 1 要請するという県のルールに基づいた結果、工区によっては B ランクの業者が第 1 要請者となったもの。なお、維持修繕業務委託契約業者は、各年度、基本的には土木一式工事の A 又は B ランクから、地域要件を設定のうえ、指名競争入札により決定している。
委員	応急復旧工事の施工に係る随意契約の上限金額の引き上げについての協議の参考例が添付されている。今回の事例では上限金額の引き上げについて申請しているようだが、この協議書の案はどういう意味で添付されたのか。
県	県の緊急時の対応ルールの中にとじ込んである記載例で、災害が発生した場合に、協議が円滑に進むようにということで、あらかじめひな形として用意されているもの。このひな形に基づいて今回実際に協議している。
委員	時間がないので協議ではなく申請したということか。
県	そのとおり。
県	そもそもなぜこの協議をしているかというところについては、山形県事務代決及び専決事務に関する規程、いわゆる専代

	決規程というものの中で、出先機関で執行できる随意契約の額が定められているが、専決規程第13条第4項で、知事の承認を得て出先機関の長が別の措置を講じることができることも定められている。今回の事案は大規模な災害のため、執行機関である置賜総合支庁で迅速に執行できるような形にしなければならないということで、出先機関で随意契約を執行できる金額を引き上げるよう手続きしたということ。
委員	工事価格というのは見積金額と落札金額がイコールにならないのか。
県	予定価格というのは、今回応急対応をいただいた工事の内容・数量に対して、官側の積算をした結果の金額で、この金額に対して、随意契約の相手方から、見積合せということで札入れしていただいた結果が落札金額となる。
委員	令和4年12月26日に契約書が作成されているが、この時点でも工期が3月24日までで、最初の出動要請と変わっていない。 契約時点でも工期の見通しが立っていなかったということか。
県	契約の段階では、概ね応急工事は終わっていたものの、当初の要請が3月であったということや、設計図書や完成図書の作成期間などの余裕をみて、そのまま工期を3月までと設定させていただいた。

⑥ 抽出事案6

令和4年度（繰越）土砂災害対策事業（防災安全・総流防（国補正））
航空レーザ測量業務委託（東南村山工区）

【建設工事関連業務委託／一般競争入札（条件付）／

県土整備部砂防・災害対策課】

委員	入札参加可能業者は何社か。
県	20者。
委員	今回の東南村山工区以外に西村山工区と北村山工区も委託されているようだが、東南村山工区とは別の業者が落札したのか。
県	別の業者が落札している。
委員	今回、入札価格が一番低い業者は、技術点が低いために落札できなかったと推測されるが、技術者評価のCPD取得単位を取れていないのが大きいようだ。このCPDの加点がないと入札価格が低くても落札が難しくなるのか。例えばこういったところをやっていけば落札できるかというところがもしわかれば

	お聞きしたい。
県	大きいところで見ると、ボランティア活動で2点失っている。まずはボランティア活動に参加するといったところから積み上げていただくということになるかと思う。 C P Dについても、企業努力として検討いただければと思う。
委員	C P Dの単位取得というのは、難しいものなのか。
県	様々な研修がある中で、C P Dの単位を付与する研修としない研修があり、付与する研修をとれていないか持っていないということ。 総合評価の評価基準というものは、ホームページでも公表しており、業者側も把握している。企業努力として取り組んでいただければ、上げていけるということになっている。
委員	調査基準価格ぴったりの入札があるが、積算基準が公表されていることと、調査基準価格の計算についても公表されているためということでもいいのか。
県	そのとおり。